防犯設備補助　Ｑ＆Ａ

■　申請に関すること

１）「１つの世帯」とはどのように判断されるのですか。

→住民票上で登録されている世帯で判断します。

２）同じ世帯に６５歳以上の人がいれば、６５歳未満の世帯員が申請できますか。

→申請できます。例えば、７０歳の親と４０歳の子の２人で構成される世帯の場合、４０歳の子が申請することができます。

３）世帯主以外でも申請できますか。

→申請できます。例えば、親が世帯主となっている親子２人の世帯の場合、世帯主ではない子が申請することができます。申請は１世帯につき１回なので、子が申請すると、親は申請できなくなります。

４）同じ家に２つの世帯が一緒に住んでいますが、それぞれ申請できますか。

→６５歳以上の人を含む世帯であれば、それぞれ１回ずつ申請できます。６５歳以上の人を含む世帯と６５歳未満のみで構成される世帯が同じ家に一緒に住んでいる場合は、６５歳以上の人を含む世帯だけが申請できます。

５）世帯で最高齢の者が、現在６４歳です。令和８年１月１０日で６５歳になりますが、申請できますか。

→令和８年１月１０日以降に申請書を提出するのであれば申請できます。

６）高齢や遠方などの理由で申請書類の提出が困難な場合に、別に住む家族などが申請書類を預かって代わりに提出できますか。（申請書類の申請者名義が本人の場合）

→提出できます。

７）病気などの理由で申請手続きが困難な場合に、本来の申請者に代わって、別世帯の家族などが自身の名義を使用して申請できますか。（申請書類の申請者名義が、代わりに申請する家族等の場合）

→申請や補助金の受領を別に住む家族などに委任する場合は、委任状を提出してください。

８）藤岡市内に住んでいますが、住民票の住所地は他市です。申請できますか。

→申請できません。

９）自分の名義を使って申請し、別に住む家族の家に設置できますか。

→設置できません。申請人自身が居住している家に設置してください。

■　建物に関すること

10）設置場所に要件はありますか。

→申請者が居住している住宅に対する防犯対策に限ります。

11）借家に住んでいますが申請できますか。

→自身が借りている部屋の玄関や窓への設置であれば申請できますが、アパートの入口や階段など、共用部分に設置する場合は申請できません。借家の場合は、管理人などに、設備の設置の可否や退去時の対応等を確認してから申請してください。

12）自身が所有している貸家に設置する場合、申請できますか。

→その建物に居住していない場合は申請できません。自身が所有するアパートの１室に自身が居住している場合、その部屋への設置であれば申請できますが、アパートの入口や階段など、共用部分に設置する場合は申請できません。

13）自宅兼店舗でも申請はできますか。

→その店舗兼住宅に居住している（住民票の住所として登録されている）世帯であれば申請できます。ただし、事業に伴う防犯対策（資材置き場の監視用カメラなど）として設置することはできません。

14）現在建築中の新居に防犯設備を設置したら対象になりますか。

→新築物件の建築費用から補助対象となる防犯設備の設置にかかる費用の部分だけを分け、支払いを済ませて提出資料を揃えることができれば対象となります。

■　購入に関すること

15）通販サイトで購入したものは補助の対象になりますか。

→対象になります。ただし、支払確認書類が提出できるものに限ります。

16）送料や振込手数料は補助の対象になりますか。

→送料や振込手数料は対象外です。

17）中古品を購入した場合は補助の対象になりますか。

→補助対象は新品に限ります。中古品は未使用品であっても対象外です。

18）フリマサイトで購入したものは対象となりますか。

→個人間で売買したものは対象外です。

19）複数の商品を購入した場合は合算で申請できますか。

→申請できます。

（例）１万円の防犯カメラと、１枚２千円の防犯フィルム５枚を購入した場合、合計額（２万円）の半額（１万円）を補助します。

20）購入日や購入先が異なっても申請できますか

→申請できます。ただし、申請は１回限りですので、購入予定のものを全て設置してから申請してください。

21）既に設置している設備の交換は、補助の対象になりますか。

→対象になります。

22）レンタルやリースで設置した場合、対象になりますか。

→対象外となります。

23）機器の設置を知人に依頼した場合、その謝礼や報酬は補助対象になりますか。

→専門業者以外の方が設置した場合の設置費用や材料費等は対象外となります。なお、有資格者であっても申請者自身で設置した場合の取付経費は対象外となります。

24）ポイントやクーポンを使って支払いを行った場合はどうなりますか

→ポイント・クーポン利用後の金額が補助対象金額となります。

25）レシートを「領収書等の原本」として提出することは可能ですか

→購入日（注文日）・購入店名・商品名（品番）、防犯機器ごとの購入金額（設置金額を含む）が記載されている場合は可能です。購入者名（申請者名）をボールペン等の消せないペンで余白に記載してください。

26）防犯機器等を使用するために必要なもの（ＳＤカード、電池等）を別に購入した場合、その機器の購入費は対象になりますか。

→機器の初期設置、稼働にあたって必要となるものを除き、別売りの防犯機器の関連用品や価格が別途設定されているオプション品は、原則として補助対象外となります。判断に迷う場合は、事前にお問い合わせください。

【対象となるものの例】

・記憶メモリが内蔵されていない防犯カメラの映像の記録に必要となるＳＤカード（１枚）

・防犯機器等の稼働に必要な電池（初期稼働に必要な本数）

・防犯機器等の設置に必要な専用取り付け金具

27）１年前に買った防犯設備の領収書がありますが、申請できますか。

→申請できません。補助制度を開始した令和７年１２月１日以降に購入したものが対象となります。

□　防犯カメラ

対象となるのは、自身の居住する住宅への犯人の侵入を未然に防ぐために設置する防犯カメラです。撮影範囲は、申請者の管理の及ぶ範囲内とし、侵入者が映るようにしてください。近隣住民等のプライバシー保護に留意し、やむを得ず撮影範囲に申請者の管理の及ばない近隣住民の建物等が入る場合は、撮影範囲の住宅等の所有者や利用者等に事前に説明を行い、同意を得てください。撮影された画像データは、申請者の責任において適正に管理してください。

侵入を未然に防ぐことが目的ですので、室内監視用の監視カメラは補助対象となりません。

ホームセキュリティ契約を前提とした防犯機器（人感センサー、防犯カメラ等）の購入・設置費用は対象外となります。

□　センサーライト

対象となるのは、動くものに反応して点灯するライトです。暗くなると自動的に点灯するライトや、常夜灯は補助の対象となりません。

侵入を未然に防ぐことが目的ですので、室内に設置したセンサーライトは補助対象となりません。

□　カメラ付きインターホン

玄関に人を入れる前に姿を確認し、不審な人物はそもそも家に入れないようにすることで、無理な押し売り等の犯罪まがいの訪問販売等を防ぐために設置します。よって、来客の姿を屋内から確認できるモニター（子機）が付いているものが補助の対象です。室内側のモニターの数はいくつでも構いませんが、すでにカメラ付きインターホンとモニターが設置されていて、モニターのみを増設する場合は、補助の対象外となります。

□　防犯フィルム

防犯フィルムは、窓を破壊して住宅へ侵入されることを防ぐことが目的です。災害時のガラス飛散防止フィルムや、遮熱・断熱のみを目的としたフィルムは補助の対象になりません。

□　補助錠

補助錠は、既存の鍵に追加して設置することで、住宅へ侵入されることを防ぐことが目的です。既存の鍵の取り替えや、ドア、窓全体の交換は補助の対象になりません。